

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入できます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

- 次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。
 - ※ 政策支援を受けるには、年金納付期間が 20 年以上見込まれること及び農業所得が 900 万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて 20,000 円となります。
 - ※ 令和 4 年から、**「保険料納付下限額の引き下げ」、「受給開始時期の選択肢の拡大」**及び**「加入可能年齢の引き下げ」**など、制度が一部見直されています。詳しくは農業委員会事務局またはお近くの JA へお問い合わせください。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料月額	保険料納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳の時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。
 ※運用利回りは、加入後の経済情勢により上下します。制度発足以降の22年間（令和5年度まで）の運用利回りの平均は、年率3.05%です。
 ※各金額は、単位未満を四捨五入により表示しています。
 ※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和7年度は1.35%となっています。
 ※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

○新規加入者の声



本村 雄太さん(財部町下財部)

本村さんはお茶7.3haを栽培し、農業経営に取り組んでおります。農業者年金には、今年度加入されました。「経営も安定してきて、国民年金だけでは心許ないと感じたため、加入を決めました。」と今後への思いを語っていただきました。

○農業者年金受給者の声



平田 早人さん 真由美さん(財部町南俣)

平田さんご夫妻は昭和59年にプロイラー農家として就農し、農業者年金に加入されました。払込期間中は不安を感じられたこともありましたが、現在受給を開始し、「加入していて良かった」と実感されています。10年前に農場を後継者の亮真さんへ引き継ぎ、今では指導や協力を楽しみに農場を訪れる日々を送られています。